

青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システム仕様書(要求条件)

1 調達件名

青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新委託・貸借業務契約

2 目的

母子家庭等の生活の安定と自立の促進、児童の健全育成を目的とした母子及び父子並びに寡婦福祉資金を貸付する事務に伴う業務、償還される債権の管理業務及び統計帳票の出力に係る業務等を支援するために平成14年度に青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システムを導入した。

現行システムは、富士通エフ・アイ・ピー株式会社が構築した母子父子寡婦福祉資金貸付パッケージシステムに青森県独自の機能として青森県母子父子寡婦福祉資金施行細則に基づく貸付及び債権管理機能、特定個人番号の管理機能等をカスタマイズしている。

今回、現行システムの保守期間が満了となることから、システム機能の精査を行った上で、業務アプリケーションの更新及びそれに付随する設定作業並びにサーバーの更新を行うものである。

なお、この仕様書は、青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システムの更新及びハードウェア等の貸借契約に必要な事項を定めるものであり、システム構成図は、別紙1のとおりである。

3 業務概要

本システムは、随時処理を基本にしたシステムとし、母子及び父子並びに寡婦福祉法(以下「法」という。)、同法施行令、同法省令及び関係通知に基づき、福祉事務所が貸付業務及び債権管理業務についての管理・運営が的確にできるものであること。

4 調達内容

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付システムの要件

母子父子寡婦福祉資金貸付及び債権管理を行うことができる「8 情報システムの要件」の「II 業務要件」に掲げる業務を実施するパッケージシステムを納入すること。

なお、提示した仕様については、標準パッケージ機能で対応することを基本とし、やむを得ずカスタマイズを要する場合でも、内容及び費用ともに最小限に留めること。

(2) 情報システムの要件

青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システムの要件は、「8 情報システムの要件」のとおりとする。なお、以下の条件に従うこと。

- ① 機器に付属する取扱説明書等のドキュメントは、原則として日本語であること。
- ② 機器同士の相互接続性を十分に考慮した製品を選択すること。
- ③ 必要な電源ケーブルを添付すること。ケーブルの形状は日本国内で一般に使用されているもの(2極差込型又は2極接地極付差込型)とすること。

- ④ 国際規格及び日本産業規格等のオープンな規格に準拠した機器であること。

5 作業内容

システム更新作業の流れは別紙2のとおりとし、以下のとおり実施すること。

(1) 機器の手配・カスタマイズ及びインストール

- ① 受注者は、要求条件を満たすハードウェア及びソフトウェアの手配を実施すること。プロジェクト管理、青森県独自の機能を含めた要件定義の整理、プログラミング、インストールのため必要とするシステムテストを実施すること。
- ② 受注者は、サーバーへ母子父子寡婦福祉資金貸付に係るパッケージシステム等及び基本パッケージソフトウェアをインストールし、設定すること。

(2) 設置

- ① 母子父子寡婦福祉資金貸付に係るパッケージシステム等、基本パッケージソフトウェア及びハードウェアは、あらかじめ受注者の社内にて可能な範囲で動作確認を実施した後、発注者と別途協議の上、指定場所へ納入すること。また、必要に応じて事前に下見を行い、駐車場手配、搬入経路及び設置場所等を確認すること。
- ② 青森県庁内の番号利用事務系専用スイッチ（フロアSW）に繋がるLANケーブルにサーバー及び専用プリンタ等を接続すること。なお、番号利用事務系スイッチの設定については、発注者が行う。
- ③ 県庁北棟8階サーバー室（財産管理課所管）の分電盤からサーバーまでの配線に係る電気工事を行う必要がある場合は、受注者において行うこと。

(3) 動作確認テスト

- ① 受注者は、設置後、令和3年2月28日（日）（予定）までに、サーバー、こどもみらい課及び各地域県民局地域健康福祉部福祉総室及び福祉こども総室（以下「各福祉事務所」という。）のクライアント端末における動作確認テストを実施すること。
- ② クライアント端末に青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システムを使用できる状態にした新システムは、令和3年3月1日（月）（予定）から本稼働させること。
- ③ 受注者は令和3年2月28日（日）（予定）までに青森県財務オンラインシステムとのファイル連携を行い、正常処理確認テストを実施すること。

(4) 操作研修

新システムの基本的操作手順、及び日々の業務において必要となる機器操作（各機器の電源投入及びシャットダウンについて、納入先の職員に対して下記のとおり、教育を実施すること。

- ① 場 所 県庁内の会議室（こどもみらい課が準備）
- ② 対象者 20名程度（こどもみらい課及び各福祉事務所職員）
- ③ 時間数 1日程度（1回）
- ④ 条 件 申請受付、決定、償還、マイナンバーによる情報連携等の操作を行うことができるようにダミーデータを作成すること。

(5) 機器の撤去

- ① 受注者は、本調達によって賃貸借された物件について、再リースを含む賃貸借期間終了時、機器を撤去すること。なお、現行機器の撤去は含まない。
- ② 撤去した本調達によって賃貸借された物件は、データを完全に消去した後、データ消去証明書を1ヶ月以内に発注者へ提出すること。
また、障害が発生して交換したハードディスクについても、同様にデータを完全に消去した後、データ消去証明書を1ヶ月以内に発注者へ提出すること。
なお、データ消去証明書には、消去方式、作業日が含まれていること。

(6) 保守要件

母子父子寡婦福祉資金貸付システムの保守及びハードウェア等について、以下の保守対応を行うこと。

- ① 受注者は、本調達機器の借入期間中の運用時間帯（平日8時30分から17時15分）においてこどもみらい課及び各福祉事務所の職員から機器に係る問合せ、障害連絡等を受けた場合は、原則当日を含め5日以内に対応または対応見込時期を職員に報告し、必要に応じ対応方針を協議すること。
- ② 受注者は、保守体制及び連絡先等を書面で提示すること。
- ③ 本調達機器の障害が発生した場合は、訪問修理を行うとともに、速やかに代替機器による対応か、当該機器又はそれを構成する部品等の交換・修理等による対応を行うこと。ハードディスク交換等によるソフトウェアの再インストール等の作業も速やかに実施すること。なお、再インストール時には、「6 納入成果物」に示すインストールに必要な媒体を使用できるものとする。

(7) 業務期間

システム更新及び保守に係る業務は委託契約とし、ハードウェアの調達は賃貸借契約により行う。なお、サーバー機器等の賃貸借契約には物件の保守を含むものとする。

- ① システム更新に係る期間
契約日の翌日からシステム本稼動日（令和3年3月1日（月）（予定））の前日まで
- ② 賃貸借期間
システム仮稼動日（令和3年2月1日（月）（予定））から令和8年1月31日（土）（予定）までの60ヶ月
- ③ システム保守に係る期間
システム仮稼動日（令和3年2月1日（月）（予定））から令和3年3月31日（水）までの2ヶ月

(8) 作業のスケジュール

作業のスケジュールは別紙2のとおりとする。

6 納入成果物

(1) ハードウェア

- ① サーバーには母子父子寡婦福祉資金に係るパッケージシステム等及び基本パッケージソフトウェアをインストールし、指定場所へ設置した状態で納入すること。設置レイアウトは、発注者と協議の上で決定すること。
- ② ネットワーク機器については、番号利用事務系へ接続し、動作確認済の状態での納入すること。
- ③ プリンタについては、こどもみらい課及び各福祉事務所に設置するクライアント端末へ接続し、動作確認済の状態での納入すること。
- ④ 各機器の付属品（説明書、添付ソフトの媒体等）は、紛失しないよう機器毎にまとめ、どの機器の付属品であるか識別できるようラベリングして納入すること。

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付に係るパッケージシステム等、基本パッケージソフトウェア

各ソフトウェアのインストールに必要な媒体も納入すること。

(3) ドキュメント

指定のドキュメントについて、書類1部及び同内容を保存した電子媒体1部を納入すること。電子媒体については、Windows パソコンで読取可能なCD-R又はDVD-Rにて納入すること。また、使用可能なドキュメントファイルは、Microsoft office Word 2016、Excel 2016、PowerPoint 2016、Adobe Acrobat Reader で開けるファイルとする。

- ① ハードウェアの操作説明書及び機器一覧
日々の業務において必要となる機器操作（各機器の電源投入及びシャットダウンの手順、OS、サーバー管理ツールへの基本設定情報、ログイン ID、パスワード等）について記述すること。
- ② 工程表
母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新について、契約締結から賃貸借開始までの各工程におけるスケジュール、発注者/受注者の役割分担について記述すること。
- ③ 動作確認テスト仕様書兼成績書
受注者が実施する動作確認テストにおける、テスト仕様及びテスト結果、及び発注者が行う確認作業について記述すること。
- ④ 母子父子寡婦福祉資金貸付システム利用者操作手引書
母子父子寡婦福祉資金貸付システムの開発元が提供する利用者操作手引書であること。
- ⑤ 母子父子寡婦福祉資金システム管理者操作手引書
母子父子寡婦福祉資金貸付システムの開発元が提供する管理者操作手引書であること。
- ⑥ カスタマイズに係るシステム設計書

7 納入先

- (1) サーバー等設置場所
県庁北棟サーバー室（県庁北棟8階、財産管理課所管）
- (2) サーバー以外の納入成果物
こどもみらい課及び各福祉事務所

8 情報システムの要件

I 基本要件

- (1) 全般について
 - ① システムは、母子父子寡婦福祉資金貸付に係るパッケージシステムをメインとし、要求される機能を全て満たすための関連ソフトウェア等により構成し、導入及び環境設定を行うこと。
 - ② こどもみらい課及び各福祉事務所のクライアント端末は既設の機器を利用するため、システムを利用する職員が増加し、端末増設の必要が発生した場合は、WindowsのCALを除き追加のライセンス費用なしに職員によって簡便に増設できること。
 - ③ システムは、職員が利用しやすい画面設計及びWEBアプリケーションからなるWEBシステムとし、システムを構成するミドルウェア等はオープンソースウェアで構成し、効率的な運用と拡張が図れること。
 - ④ クライアント端末は県が番号利用事務系で使用している個人番号利用端末を用いるため、LANは、番号利用事務系に対応するものであること。また、番号利用事務系への接続・設定については、発注者と協議の上、必要な手続きを行うこと。
 - ⑤ 母子父子寡婦福祉資金債権管理件数は、平成30年度末貸付件数（残高）が4,643件となっており、貸付件数及び償還件数が今後も一定して件数があることが想定され、それらを含めてもシステムの稼動に支障をきたすことの無いよう十分余裕をもったシステムとすること。
 - ⑥ 法改正等により、管理内容の変更や新たな登録内容の追加、保存された情報の更新が必要な場合に、柔軟に対応できるシステムであること。なお、制度改正によるアップデート作業を行う際は、事前に必ずテスト環境で問題が無いことを確認した後に、本稼動している機器に導入すること。
 - ⑦ 通知書様式の軽微な変更（固定文言変更や削除）の場合、システム改修によらず、こどもみらい課及び各福祉事務所職員が変更できること。
 - ⑧ 本業務の契約期間中における機能改善等によるバージョンアップは、必要に応じて行うこと。その費用に関しては、全て契約金額に含まれるものとする。
 - ⑨ 複雑なパソコン操作を必要としない簡明なシステムとすること。なお、制度改正時や機能改善等によるアップデート作業を実施すること。
 - ⑩ 本仕様書に記載しないものであっても、システムの稼動を実現する上で必要なものは全て含めること。

(2) サーバーについて

- ① サーバー（Web サーバー兼 DB サーバー）の種類・OS・CPU・メモリなどのスペックは、受注者の提案によるものとする。ただし、システムの安定稼動が可能なサーバー構成・ウイルス対策ソフトのインストールを必須とする。
- ② サーバーは自動バックアップ機能を有し、データの安全管理が図られていること。障害復旧の際、データ復旧はバックアップデータのリストアで対応できること。
- ③ サーバーシステムの自動起動・終了機能付き無停電電源装置を備えること。
- ④ サーバーの筐体はタワー型とする（ラックマウント型は不可）。
- ⑤ サーバー等へインストールする母子父子寡婦福祉資金貸付に係るパッケージソフトウェアのバージョンは、動作確認の取れた、最新の版数に近いものとする。
- ⑥ 外部記憶装置はCD-R、CD-RW、DVD-R、DVD-RW の読み込みに対応する光学ディスクドライブを内蔵すること。
- ⑦ USB は、必要なポートを用意すること。
- ⑧ ディスプレイを付属すること。
- ⑨ キーボード及びマウスを添付すること。
- ⑩ OS・ドライバ等を再インストールするためのCD等の媒体を有すること。
- ⑪ ワイヤロック等により盗難防止の措置を行うこと。

(3) クライアント端末について

- ① クライアント端末は、発注者が別途用意するので、動作確認テストの実施日について発注者と協議すること。クライアント端末は、個人番号利用端末であり、生体認証機能に対応している。
- ② クライアント端末には、新システム運用のためのプログラム等の追加をしないこと。プログラム等の追加登録が必要である場合でも、こどもみらい課及び各福祉事務所職員が作業できる程度の容易さであること。
- ③ クライアント端末の入れ替えがあった場合、こどもみらい課及び各福祉事務所職員がサーバーへの接続等の設定ができるよう配慮すること。

(4) プリンタについて

- ① プリンタは、こどもみらい課内に1台、各福祉事務所内に1台ずつ設置すること。
- ② プリンタは、青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システム専用のもとし、個人番号事務系で接続を行うこと。
- ③ プリンタの種類、機能は、提案によるものとする。
- ④ 両面印刷及びA4及びB5用紙（青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第20号様式（その3）郵便貯金銀行用の納入通知書を含む。）の印刷が可能であること。

(5) アクセス管理について

- ① 利用者ID及びパスワード等で個人認証を行い、システムを使用する職員を制限

できること。また、IDごとに使用権限を設定できること。

- ② アクセス記録（ログインユーザー名、接続端末等）を取得・保存・表示できること。なお、保存期間は1年間とすること。
- ③ アクセス記録（ログインユーザー名、接続端末等）の検索ができること。
- ④ システム管理者など特定の権限者のみ利用可能な機能を設定すること。

II 業務要件

- (1) 随時処理を基本にしたシステムとし、法、同法施行令、同法省令及び関係通知に基づく貸付業務及び債権管理業務についての管理・運営が的確にできるものであること。
システムの基本機能は以下のとおりとする。

- ① 貸付申請受付及び決定機能
 - a 個人情報を入力及び管理
 - b 貸付申請受付処理
 - c 貸付決定処理
 - d 貸付関係各種帳票作成処理
 - e 通知書等作成処理
- ② 支払機能
 - a 支払処理
 - b 支払データ財務システムリンク処理
 - c 支払関係各種帳票作成処理
- ③ 貸付停止機能
 - a 貸付停止処理
 - b 通知書等作成処理
- ④ 調定機能
 - a 調定確定処理
 - b 納入通知書作成処理
 - c 違約金納入通知書作成処理
 - d 口座振替データ作成処理
 - e 現金払込書作成処理
 - f 調定データ財務システムリンク処理
 - g 各種帳票作成処理
 - h 通知書等作成処理
 - i 滞納者個別明細表作成処理
- ⑤ 収納機能
 - a 収納データ財務システムリンク処理
 - b 収納消込処理
 - c 収納充当・更正処理
 - d 収納確定処理
 - e 督促状発出者選択入力
 - f 督促状作成処理

- g 催告状発出者選択入力
- h 催告状作成処理
- i 各種帳票作成処理
- ⑥ 各種変更機能
 - a 貸付一時停止処理
 - b 貸付再開処理
 - c 貸付額変更処理
 - d 償還期間変更処理
 - e 支払猶予処理
 - f 償還方法変更処理
 - g 繰上償還処理
 - h その他変更処理
 - i 償還免除処理
 - j 不納欠損処理
 - k 調定解除・再調定処理
 - l 通知書等作成処理
- ⑦ 照会機能
 - a 変更履歴照会処理
 - b 貸付台帳照会処理（基本情報、貸付状況、収納状況）
 - c 滞納者照会処理
 - d 在学照会処理
 - e 各種通知書等作成
- ⑧ マスタデータメンテナンス機能
 - a 住所データ取込処理
 - b 金融機関マスタメンテ処理
 - c 金融機関支店マスタメンテ処理
 - d 母子父子寡婦類型マスタメンテ処理
 - e 事務所マスタメンテ処理
 - f 資金種別マスタメンテ処理
 - g 資金マスタメンテ処理
 - h 利用者マスタメンテ処理
 - i 元号マスタメンテ処理
 - j 口座振替日マスタメンテ処理
 - k 取扱金融機関マスタメンテ処理
 - l 学校マスタメンテ処理
- ⑨ 統計機能
 - a 統計処理
 - b 厚生労働省報告例作成処理
 - c 青森県決算統計報告書作成処理
- ⑩ マイナンバーによる情報連携機能

- a 情報提供データ抽出処理
 - b 情報提供データ出力処理
 - c 統合宛名番号設定データ出力処理
 - d 統合宛名番号設定データ取込処理
 - e 住民情報一括提供データ取込処理
- ⑪ 業務支援機能
- a 償還額試算処理
 - b 違約金試算処理
 - c 調定番号検索処理

(2) 本システムが保有するデータは、CSV形式で出力できること。

(3) 基本画面から、無駄のない画面展開により、各種業務が円滑に運用できること。

(4) 画面構成・画面遷移・入出力操作方法が統一されているなど、利用者が直感的に操作でき、操作に係る負荷が少ないこと。

(5) 本システムで管理している債権情報（借主、連帯借主、連帯保証人等の住所等）を帳票として印刷できること。

Ⅲ 機能

(1) 貸付申請受付及び決定機能

本機能は、母子父子寡婦福祉資金の申請があった場合に、借主・連帯借主・連帯保証人に係る氏名・住所・申請金額等の情報をシステムにより入力し、申請から決定まで一体的に行うためのものである。

- ① 個人情報端末入力により、「母子父子寡婦福祉資金受付処理簿」を自動作成し、一覧表示（印刷、データ出力を含む。以下同じ）及び検索表示（印刷、データ出力）ができること。また、対象者の新規・更新情報は、クライアント端末からの入力により即時更新できること。
- ② 貸付審査事務の進行管理を行うため、貸付債権ごとに処理の状況（審査中、仮決定、決裁待ち、通知済み、再審査等（処理の状況を確認できる用語は問わない。））を一目で確認できること。
- ③ 貸付の決定及びそれに係る起案、決裁及び通知は、適宜の抽出による一括又は個別に行うことができること。
- ④ 個人の貸付データは、償還が終了した者の削除が可能又は一定期間経過後に削除されるものであること。

(2) 支払機能

本機能は、貸付決定を行った債権について、あらかじめ設定している支払日に、借主へ貸付金を支払うための処理に係る機能である。

支払処理そのものは、母子父子寡婦福祉資金貸付システムとは別に稼働している青森県財務オンラインシステム上で行うため、本機能では、青森県財務オンラインシステムに受け渡すためのデータを作成するものである。

- ① 支払は定期払い及び一括払いができること。
- ② 定例支払日以外に支払を行った場合の支払登録ができること。
- ③ 支払の確定の前に、こどもみらい課のクライアント端末及び各福祉事務所のクライアント端末から、月別の支払予定の一覧が確認（印刷）できること。支払の確定後は、こどもみらい課及び各福祉事務所のクライアント端末から支払履歴が表示（印刷）できること。
- ④ 支払処理は県の財務データと同期を取るため、県行政経営課が管理する大型汎用コンピュータ（ACOSi-PX9800/OS ACOS-4/I-PXSP II 及び通信 OS ETOS-WEB）上で稼働する青森県財務オンラインシステムとの間でデータの受け渡しをすること。
- ⑤ 青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システムから青森県財務オンラインシステムへ受け渡すデータは、支払機能における「支払データ」とする。
- ⑥ 青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システムと青森県財務オンラインシステムとのデータ受け渡しは、青森県全庁 LAN（以下「全庁 LAN」という。）上に設置されているファイル共有サーバーを介して行うため、受け渡し用データをこどもみらい課のクライアント端末から出力できること。
- ⑦ ファイル共有サーバーへのファイルの送信は、FTP コマンドを用いること。
- ⑧ ファイル共有サーバーとの間で受け渡すファイルの形式は、CSV 形式であること。また、ファイルは SJIS コードを用いるものであること。
- ⑨ 「支払データ」ファイルのレイアウトイメージはそれぞれ別途協議するものとする（現行のレイアウトについては別途縦覧する）。
- ⑩ 青森県財務オンラインシステムへのデータの受け渡しは、月 1 回（2 月・4 月・5 月は月 2 回、3 月は月 3 回）定期的に行われるものであること。なお、その実行は自動で行われるものではなく、こどもみらい課のクライアント端末からの処理指示により行われるものであること。その際、支払データについては、処理の対象となるデータの範囲を日付等により指定するものであること。また、必要に応じ、任意のデータを抽出し随時にも行えるものであること。
- ⑪ 青森県財務オンラインシステムへのデータの受け渡しについては、RPA 等を活用した受け渡し方法の可能性も検討すること。

(3) 貸付停止機能

本機能は、修学のための貸付金において、休学、退学した場合及び貸付金の決定を受けた者が自己都合により貸付辞退を行った場合等に、貸付を停止するためのものである。

- ① 退学・辞退等により貸付を停止したときに返納が生じる場合返納額が自動計算さ

れ表示でき、返納の入力（登録）も可能であること。

- ② 休学により貸付停止を行う場合、容易に休学期間を入力することができるものであること。また、貸付を再開する場合も容易にシステム入力が可能であること。

（４）調定機能

本機能は、貸付を行った金額について償還の事務を行うため、主となる償還人から償還金を徴収するための処理に係る機能である。

調定処理は、青森県財務オンラインシステム上で行うため、本機能では青森県財務オンラインシステムに受け渡すデータを作成する。

- ① 調定年月日、納入期限及び納入通知書等様式は、青森県財務規則に基づいたものとする。
- ② 償還開始後は、貸付金全額が完納となるまで毎月（毎年）調定の対象となるものであること。
- ③ 調定確定した後の繰上償還申出があった場合に、調定額の変更が容易に可能であること。
- ④ 調定金額は、法に基づいた償還期間に基づいて月賦割又は年賦割された金額が自動的に決定されるものであること。ただし、償還人の希望により、自動的に決定された金額を変更したい旨の申し出又は一部及び全部繰上償還の申し出があった場合には、金額を自由に変更できるものであること。
- ⑤ 調定確定の前に、こどもみらい課及び各福祉事務所のクライアント端末から、月別の調定予定一覧が確認（印刷）できること。調定の確定後は、調定内訳書についてこどもみらい課及び各福祉事務所のクライアント端末から印刷できること。
- ⑥ 調定処理は県の財務データと同期を取るため、大型汎用コンピュータ上で稼動する青森県財務オンラインシステムとの間でデータの受け渡しをすること。
- ⑦ 青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システムから青森県財務オンラインシステムへ受け渡すデータは、調定機能における「相手方データ」及び「調定データ」とする。
- ⑧ 青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システムと青森県財務オンラインシステムとのデータ受け渡しは、全庁 LAN 上に設置されているファイル共有サーバーを介して行うため、受け渡し用データをサーバー上に出力すること。
- ⑨ ファイル共有サーバーへのファイルの送信は、FTP コマンドを用いること。
- ⑩ ファイル共有サーバーとの間で受け渡すファイルの形式は、CSV 形式であること。また、ファイルは SJIS コードを用いるものであること。
- ⑪ 「相手方データ」及び「調定データ」ファイルのレイアウトイメージはそれぞれ別途協議するものとする（現行のレイアウトについては別途縦覧する）。
- ⑫ 青森県財務オンラインシステムへのデータの受け渡しは、月 1 回定期的に行われるものであること。なお、その実行は自動で行われるものではなく、こどもみらい課のクライアント端末からの処理指示により行われるものであること。その際、調定データについては、処理の対象となるデータの範囲を日付等により指定するものであること。また、必要に応じ、任意のデータを抽出し随時にも行えるものであること。

- ⑬ 青森県財務オンラインシステムへのデータの受け渡しについては、RPA 等を活用した受け渡し方法の可能性も検討すること。

(5) 収納機能

本機能は、貸付債権の管理を行うため、(4) 調定機能で処理を行った償還金を青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システムに収納するための処理に係る機能である。

収納処理に必要な財務データは、青森県財務オンラインシステム上で作成されるため、本機能では青森県財務オンラインシステムで作成される財務データを青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システムに取り込むためのデータ作成を行い、(4) 調定機能で処理されたそれぞれの調定金額に紐づけを行うものである。

- ① 青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システムは、償還金の収納において、県の財務データと同期を取るため、大型汎用コンピュータ上で稼動する財務オンラインシステムとの間でデータの受け渡しをすること。
- ② 青森県財務オンラインシステムから青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システムへ受け渡すデータは、財務システムで作成したファイルの「収納データ」から抽出した、母子父子寡婦福祉資金分の収納データとする。
- ③ 上記②で作成された収納データファイル (TXT ファイル) を財務システムから青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システムに取込、消込処理を行うことができること。
- ④ 「収納データ」ファイルのレイアウトイメージは別途協議するものとする (現行のレイアウトについては別途縦覧する)。
- ⑤ 青森県財務オンラインシステムからのデータの受け渡しは、月 1 回定期的に行われるものであること。
- ⑥ 青森県財務オンラインシステムからのデータの受け渡しについては、RPA 等を活用した受け渡し方法の可能性も検討すること。
- ⑦ 収納については、分納など複雑な形態にも対応できるものとなっていること。
- ⑧ 収納データは、収納処理を行う前月に青森県に入金されたデータとなっているため、納入期限から 1 ヶ月半が経過したものであるが、納入期限までに入金された償還金が滞納状態とならないようにすること。
- ⑨ 収納確定後に滞納者となった者について、月単位で滞納している者に対し、催告状や督促状が出力できるものであること。また、出力は一括又は随時で行うことができること。

(6) 各種変更機能

本機能は、借主等の住所、氏名等に変更が生じた場合に、それぞれの項目について変更を行うことを可能とするものである。

- ① 各変更処理については、年月日、金額、変更期間等の履歴が確認できること。

(7) マスタデータメンテナンス機能

本機能は、学校、金融機関等の母子父子寡婦福祉資金貸付業務を行う際に必要な情報の追加及び修正、又は法の改正に伴う貸付限度額等の変更・設定を行うものである。

- ① 貸付月額などの制度改正による変更が容易にできること。
- ② 金融機関、市町村コード、各学校コードその他テーブル化したものの変更などの管理が容易にできること。

(8) 照会及び統計機能

本機能は、定型・不定型の統計資料を定期・不定期に作成するための処理である。

- ① 厚生労働省報告例が自動作成でき、データ出力できること。
- ② 決算資料が自動作成できること又は決算資料を作成できるためのデータ（年度別、元利違約金別収納額）が出力可能であること。

(9) マイナンバーによる情報連携機能

データ標準レイアウトに基づく副本データ（CSV ファイル）をこどもみらい課及び各福祉事務所のクライアント端末から出力でき、統合宛名システムと正確に連携できること。（データ標準レイアウトの改版にも対応すること。）

統合宛名システムとの連携については、RPA 等を活用した自動化の可能性も検討すること。

(10) その他、共通事項

- ① 納入通知書への印刷を除き、原則として、出力する帳票については、プリンタへの出力及び CSV、Microsoft office Word 2016 又は Excel 2016 ファイルへの出力が選択できること。
- ② 金融機関一覧、徴収金額表、施設一覧その他テーブル化したものの変更及びプルダウンメニューの項目の加除修正などの管理が容易にできること。
- ③ 貸付、償還情報を始めとする各種データに関しては、予め指定されたパラメータ又は任意の検索キーワードにより検索され、その一覧を画面表示する機能を持つこと。また、その一覧を印刷できること。

(11) 画面構成

- ① 原則として、メニュー（サブメニュー）方式により機能表示及び遷移を行うものとし、各画面はダイアログボックスとタブにより画面表示されるものとする。
- ② 入力・検索画面から随時に関係する印刷画面へ遷移できること。
- ③ 入力・検索画面から随時に貸付予定額及び貸付実績、調定予定額及び調定実績等の表示ができること。

IV 出力帳票

主な帳票（電子帳票を含む。）は、次のとおりであり、帳票規格は日本産業規格 A 4 を基本とする。

なお、主な帳票については、可能な限り出力できることが望ましいが、任意のデータを抽出し作成できることが可能であれば全ての帳票が必ず出力できなくても構わない。

(1) 決定、却下及びその他処分関係

- ① 母子（父子又は寡婦）福祉資金貸付決定通知書
- ② 母子（父子又は寡婦）福祉資金貸付不承認決定通知書
- ③ 母子（父子又は寡婦）福祉資金増額（減額）決定通知書
- ④ 母子（父子又は寡婦）福祉資金増額（減額）不承認決定通知書
- ⑤ 母子（父子又は寡婦）福祉資金継続決定通知書
- ⑥ 母子（父子又は寡婦）福祉資金継続不承認決定通知書
- ⑦ 母子（父子又は寡婦）福祉資金貸付決定取消通知書
- ⑧ 母子（父子又は寡婦）福祉資金貸付辞退受理通知書
- ⑨ 母子（父子又は寡婦）福祉資金償還方法変更承認通知書
- ⑩ 母子（父子又は寡婦）福祉資金償還方法変更不承認通知書
- ⑪ 母子（父子又は寡婦）福祉資金交付停止（貸付金減額、貸付停止）決定通知書
- ⑫ 母子（父子又は寡婦）福祉資金償還免除決定通知書
- ⑬ 母子（父子又は寡婦）福祉資金償還免除不承認決定通知書
- ⑭ 母子（父子又は寡婦）福祉資金支払猶予決定通知書
- ⑮ 母子（父子又は寡婦）福祉資金支払猶予不承認決定通知書
- ⑯ 母子（父子又は寡婦）福祉資金貸付金一時償還決定通知書
- ⑰ 母子（父子又は寡婦）福祉資金違約金不徴収通知書
- ⑱ 母子（父子又は寡婦）福祉資金違約金徴収通知書

※下線部分は借主、連帯借主及び連帯保証人あての通知がそれぞれ出力可能であるものとする。

（2）通知関係

- ① 在学証明書提出依頼通知
- ② 現況報告書（借主、連帯借主、連帯保証人あて）
- ③ 償還開始通知（借主、連帯借主、連帯保証人あて）
- ④ 償還完了通知（借主、連帯借主、連帯保証人あて）
- ⑤ 償還指導に係る通知（滞納状況及び返済のお願い）

（3）管理関係

- ① 貸付申請者調査票
- ② 貸付対象者台帳（債権ごと）
- ③ 償還滞納者一覧表
- ④ 在学証明書提出対象者一覧表
- ⑤ 貸付停止者一覧表
- ⑥ 償還開始予定者一覧表
- ⑦ 支払猶予者一覧表
- ⑧ 納入者別償還状況一覧表
- ⑨ 債権管理表

(4) 支出関係

- ① 支払内訳書
- ② 支払予定者一覧表 (毎月ごと)
- ③ 支払者一覧表 (毎月ごと)

(5) 調定関係

- ① 調定内訳書 (毎月ごと)
- ② 納入通知書 (青森県財務規則に基づくもの)
- ③ 督促状 (青森県財務規則に基づくもの)
- ④ 催告書

(6) 収納関係

- ① 未納内訳書 (毎月ごと)
- ② 違約金徴収者一覧表

(7) 統計関係

- ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金業務報告書 (平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 7 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金の貸付業務の報告並びに福祉資金貸付金に係る特別会計歳入歳出決算書の写しの提出について」の規定による第 1 表から第 13 表)
- ② 過年度収入内訳書 (元金、利子、違約金の年度別状況)
- ③ 現年度未納額一覧表 (元金、利子、違約金の福祉事務所別状況)

9 情報セキュリティ要件

- (1) 受注者は、開発完了後、システム開発の責任者及び作業者が使用した開発者 ID を削除し、システム保守の責任者及び作業者が使用する ID を発注者に報告すること。
- (2) 本調達の作業実施中はもとより作業の実施後も、発注者が提供した業務上の情報及び作業を実施する中で知り得た情報については、第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずるとともに、マイナンバーを取り扱うシステムであることを十分に認識すること。
- (3) 発注者が提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に発注者に協議のうえ、了承を得ること。
- (4) 作業において取り扱うデータは、その印刷物、コピーを含め外部へ持ち出さないこと。
- (5) 受注者は納入前に、コンピュータウイルス等の感染がないことを確認すること。また、納入後の作業においても感染防止に必要な措置を講ずること。
- (6) 受注者は、番号制度における特定個人情報に関する安全管理措置及び発注者が開示する情報セキュリティポリシー (以下「情報セキュリティポリシー等」という。) の内容を十分に理解し、本業務に関係する全ての者にその順守を徹底させること。
- (7) 発注者は、受注者が情報セキュリティポリシー等に基づき適切な管理を行っている

か、業務期間中、保守作業における情報漏えい対策の実施などについて随時確認を行い、その結果に基づく指摘等を行うことができるものとする。なお、指摘等があった場合、受注者はその内容に従わなければならない。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結

最優秀者を随意契約の見積徴取の相手方とし、契約を締結する。ただし、最優秀者に事故等があり見積徴取が不可能となった場合は、優秀者を当該見積徴取の相手方とし、契約を締結する。

(2) 業務の名称

- ① 青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務委託契約
- ② 青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システムサーバー機器等賃貸借契約
- ③ 青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システム保守委託契約

11 特記事項

(1) こどもみらい課の担当職員から本調達に係る技術的な助言を求められた際は、速やかに対応し、文書又は電子メールによる回答を行うこと。また、受注者は、本調達に係る作業遂行に必要な情報を積極的に提供すること。

(2) 本仕様書に明記されていない作業が発生した場合には、発注者との協議に基づきその作業の取り扱いを含めて対応を決定すること。

(3) 本仕様書の作業の一部を第三者に委託する場合は、委託作業の内容、担当者の氏名等について事前に書面で発注者に通知し、発注者の承認を得ること。

(4) 環境保護の観点から、可能な限り、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を導入すること。

(5) 本調達の対象となる業務システムは個人情報を取り扱うため、受注者は、「プライバシーマーク付与認定」、「ISO/IEC 27001 認証（国際規格）」又は「JIS Q 27001 認証（日本産業規格）」のいずれかを取得していること。